

グループホーム潮風運営規程
(介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護)

第1条 (事業目的)

医療法人社団養寿園が開設する認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム潮風」が行う介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要介護状態にある認知症高齢者の入居に対し、適正な共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- ① 本事業は、要介護または要支援2の介護認定を受け認知症の状態にある方を共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、入居者の有する能力に応じた自立して、安心と尊厳のある日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。
- ② 本事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条 (事業所の名称)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム 潮風
- (2) 所在地 北九州市門司区新開 13 番 14 号

第4条 (事業所の入居定員)

事業所の入居定員は2ユニット18名とする。(1ユニット9名)

第5条 (職員の職種・員数及び職務内容)

本事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 2名(兼務)
管理者は、事業所の業務管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名(兼務)
計画作成担当者は、当該事業入居者の必要に応じて適切な介護計画を作成し、介護職員に指示を行いそれに沿った介護を実行させる。また、連携する各種福祉事業、医療機関との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員
常勤者 2名以上(2ユニット)

第6条 (入居条件)

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の対象者は次の各号を満たす者とする。

- ① 北九州市の介護保険被保険者であること。
- ② 要介護または要支援2の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。
- ③ 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ④ 自傷他害の恐れがないこと。

- ⑤ 常時医療機関において治療の必要のないこと。
- ⑥ 他の入居者に伝染する疾患がないこと

第7条（退居条件）

- 1 入居者が次の各項に該当する場合、退居していただくものとする。
 - ① 要介護の認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合。
 - ② 入居者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合。
 - ③ 入居者が病気の治療その他の理由により、1ヶ月以上事業所を離れることが決まり、その移転先が確定したとき。
 - ④ 入居者が他の介護施設等への入居が確定したとき。
 - ⑤ 入居者及び代理人が正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を2ヶ月滞納し、支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
 - ⑥ 伝染性疾患により、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ本人の退居の必要があるとき。
 - ⑦ 入居者の行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。
 - ⑧ 入居者または入居者代理人等が故意に法令その他別途契約する利用契約に違反し、改善の見込みがないとき。
- 2 退居に際しては、入居者及び代理人、家族の意向を踏まえ、他のサービス提供機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うこととする。

第8条（介護の内容）

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 食事、排泄、入浴、着替え、口腔衛生等の身の回りの介護支援
- ② 買い物、家事など日常生活を行うことによる機能訓練
- ③ 日常生活上の入居者自身には行うことが困難であることの世界話
- ④ 入居者の必要に応じた相談・援助

いずれも、職員による見守りを促し、誘いかけなどにより、入居者が主体となってその有する能力を最大限活用できるかたちですすめるものとする。

第9条（医療対応）

- 1 医療機関の選定は、入居者及び代理人、家族と相談の上進めるものとする。その際、入居者が在宅生活時に利用していた医療機関に継続してかかること、往診を行っている医療機関の場合は往診を継続することも可能とする。
- 2 入居者の医療機関への受診対応については、原則家族等にておこなうものとする。
- 3 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、代理人等あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、事業者の判断対応で主治医、協力医療機関と連携をとり、適切な対応を図るものとする。

第10条（衛生管理）

- 1 事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 事業者は、従業者に対して衛生管理、感染症等についての知識、技術を高めるよう随時指導を行う。

第 11 条（介護計画の作成）

- 1 介護予防認知症対応型共同生活介護サービス・認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び代理人、家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 入居者に対して、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

第 12 条（職員の研修）

事業者は、入居者への介護支援サービスの質を常に向上することを目的に、職員に対して次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 2 回以上

第 13 条（利用料金等）

- 1 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 48,000 円／月
- ② 食費 48,000 円／月 ※30 日の場合
(単価 :朝食 350 円 昼食 550 円 夕食 550 円 おやつ 150 円)
- ③ 共益費（水光熱費含む） 26,000 円／月

- 2 その他日常生活において必要となる費用で、入居者が負担することが適当と判断されるものについては、別に実費料金の支払いを受ける。

- ・医療に関する費用
- ・理美容料金
- ・オムツ等の使用分
- ・個人的に使用する日用品（衣類、化粧品、歯ブラシ等）
- ・個人的に使用する医療品
- ・個人的に使用する介護用品
- ・個人的に購読する新聞、雑誌などの購読料
- ・レクリエーション費（材料費、交通費、入場料費等）
- ・その他、上記に含まれない個人のために供する物品等

- 3 月の途中における入退居については、入退居日を含めた利用日数分での日割り計算により、清算する。
- 4 外泊等の場合の食事代は、欠食分として減算する。ただし、家賃、水光熱費については定額での請求とする。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、原則的に銀行口座への振込みにより、指定期日までに受けるものとする。

第 14 条（秘密保持）

- 1 本事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

第 15 条（苦情処理）

本事業所の利用に関わる入居者からの苦情に対して適切に解決するための体制として、次のとおり対応する。

（1）対象とする苦情の範囲

- ① 本事業所のサービス内容に関する事項
- ② 当事業所の利用契約の締結及び履行に関する事項

（2）苦情申出者の範囲

入居者本人、代理人、家族

（3）苦情解決体制

- ① 苦情解決責任者 施設長
- ② 苦情受付担当者 管理者
- ③ 第三者委員

第 16 条（緊急時又は事故発生時の対応）

- 1 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じるものとする。

第 17 条（非常災害対策）

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 事業者は非常災害等に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行う。

第 18 条（運営推進会議）

- 1 本事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、事業所の所在する市町村の議員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置する。
- 2 本事業所は2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

第 19 条（身体拘束）

- 1 原則として、身体拘束は行わないが、やむを得ず抑制しなければならない場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分検討を行うものとする。
- 2 「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件を満たした場合、身体拘束の内容、時間、期間等を入居者、家族に対し十分説明を行い、その上で同意書に署名を頂きます。
- 3 身体拘束を行う期間は、記録に残すものとし、定期的な話し合いにより、できるだけ早く身体拘束を解除できるように努めます。

第 20 条（虐待防止）

本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止の為の委員会を設置する（以下、委員会とする）。その責任者を管理者が努め、専任の委員を定めるものとする。
- ② 虐待を防止するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ③ 事業所における虐待の防止のための指針の整備をすること。
- ④ 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。

第 21 条（その他運営についての重要事項）

- 1 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、入居者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿類を整備する。介護報酬に関する書類は、5 年間保存するものとする。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者が定めるものとする。

第 22 条（地域との連携等）

- 1 運営に当たって、提供した本事業に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 2 事業者は、当該事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努める。

付 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改訂する。